

令和4年度

**第1回杉並区まちづくり景観審議会
議事録**

令和4年7月21日（木）

議 事 録

会議名		令和4年度第1回杉並区まちづくり景観審議会
日時		令和4(2022)年7月21日(木)午前10時00分～午前11時58分
出席者	委員	神山、尾谷、竹内、林、松木、大倉、川越、田口
	説明者(区)	都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長、土木担当部長、管理課長、都市企画担当課長、市街地整備課長、(耐震・不燃化担当課長)、土木管理課長、みどり施策担当課長
議事次第		<p>[報告事項]</p> <p>1. 杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)の改定について</p> <p>2. 杉並区景観計画改定の考え方について</p>
配布資料		<p>1. 令和4年度第1回まちづくり景観審議会次第</p> <p>2. 報告案件(杉並区まちづくり基本方針) 杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)の改定について</p> <p>資料1 杉並区まちづくり基本方針 改定における考え方</p> <p>資料2 杉並区まちづくり基本方針 (骨子案)</p> <p>3. 報告案件(景観計画) 杉並区景観計画の改定について</p> <p>資料1 杉並区景観計画改定の考え方</p>

令和4年度第1回杉並区まちづくり景観審議会

(10時00分)

管理課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきたいと思えます。管理課長の花岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、会議の成立についてご報告させていただきます。

田邊副会長、内田委員から欠席とのご連絡を頂いております。尾谷委員につきましては遅れるということです。松木委員ももうじき来られるかなと考えております。現在、10名のうち6名が出席していただいておりますので、まちづくり景観審議会は有効に成立しております。

なお、川越委員につきましては、所用のため11頃退席ということでございますので、よろしくお願いいたします。

また、本日のまちづくり景観審議会の運営についてですが、議事の説明もしくは質疑の答弁は、新型コロナウイルス感染症対策の関係で、着座にて行わせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度第1回杉並区まちづくり景観審議会の開会を神山会長、お願いいたします。

会長 では、これより令和4年度第1回杉並区まちづくり景観審議会を開会いたします。本日も円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

初めに、事務局から報告がありますので、よろしくお願いいたします。

管理課長 それでは、人事異動により新たに着任しました説明員を都市整備部長より紹介いたします。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 皆さん、おはようございます。今年度から都市整備部長となりました井上と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから人事異動により新しく着任いたしました説明員のご紹介をさせていただきます。なお、本日は議題の説明に必要な者のみ出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1人目ですけれども、まちづくり担当部長の野口知希でございます。

まちづくり担当部長 野口でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きまして、土木担当部長の土肥野幸利でございます。

土木担当部長 土肥野です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きます、先ほどから司会を行っております、都市整備部管理課長の花岡雅博でございます。

管理課長 花岡です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 最後になりますけれども、市街地整備課長の土田麻紀子でございます。

市街地整備課長 土田です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。

それでは、本日の傍聴はどのようになっておりますか。

管理課長 本日は傍聴の申し出はございません。よろしくお願いいたします。

会長 分かりました。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いいたします。

管理課長 本日の議題は、報告事項2件でございます。「杉並区まちづくり基本方針の改定について」と「杉並区景観計画改定の考え方について」となります。

資料につきましては事前にお送りしておりますが、次第に記載のとおりでございます。また、本日、景観計画の改定につきましてご説明いたしますが、現計画の冊子はお手元にありますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、報告事項を聴取します。

本日の報告はいずれも計画改定に関わるものであり、杉並区まちづくり基本方針は景観計画の上位計画でもあることから、関連する事項も多いと思いますので、一括で説明を受け、質疑、意見も一括して行いたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

都市整備部長 それでは、都市整備部長から説明させていただきます。

初めに私のほうからご報告を申し上げたいと思います。

委員の皆様もご存じだと思いますけれども、岸本聡子新区長が7月11日に就任いたしました。岸本区長から杉並区まちづくり基本方針の改定につきまして、区長の方針を委員の皆様にお伝えしたいとの話がございました。

本日は公務のため当審議会に出席することができませんので、私のほうから区長の方針を代読させていただきます。ちょっと長文になりますけれども、よろしくお願いいたします。

皆さん、こんにちは。7月11日付けで杉並区長に着任いたしました岸本聡子です。よろしくお願いいたします。まちづくり景観審議会の委員の皆様には日頃より大変お世話になっており、感謝申し上げます。

さて、本日は、私の着任後、初めての審議会であり、杉並区まちづくり基本方針の骨子案を報告するという非常に重要な案件が議題となっているということで、私の思いを直接委員の皆様にお伝えしたいと思います。

まず、本日の審議会の日程は私の着任前から既に決まっていたとはいえ、着任から10日目の設定で、しかも資料は事前配付というルールがある中で、私としてはいかに骨子案といえども、もう少し庁内で内容についてのディスカッションをするための猶予は欲しかった、というのが率直な思いとしてございます。

しかしながら、委員の皆様が大変多忙であり、本日の機会を逃すと審議会に骨子案の報告を行うのがかなり先の時期になってしまうということですので、本日、委員の皆様から頂いたご意見等も踏まえて、改めて庁内で議論を重ねて骨子案の修正を行うことを前提に、あくまでも議論のたたき台として案をお示しすることとしたものです。

この後お話しする私のまちづくりの基本方針に対する考え方についても、ぜひ委員の皆様のご意見を頂戴できればと考えております。

したがって、当初のスケジュールでは、7月からこの骨子案を基にオープンハウス形式の住民説明会を実施する予定としておりましたが、これについては日程を延期させていただきます。繰り返しになりますが、本日の委員の皆様のご意見を踏まえ、骨子案に私の考えをしっかりと反映させた上で、改めて今後のスケジュールを設定したいと考えております。

それでは、次に、まちづくり基本方針に対する私の考えを短く述べさせていただきます。

皆様に配付されました骨子案ですけれども、私はこれを見たときに、一番最初に率直に思ったことがあります。私は、杉並区も宣言しましたが、ゼロカーボンシティ宣言、そして、先日発表されました杉並区環境基本計画ですけれども、このゼロカーボンシティ宣言というのを非常に重く受け止めております。

2050年までに2000年比のCO₂、カーボンニュートラルを目指すという

こと、そして、その過程として 2030 年までに 2000 年比でCO₂を半分に減らすという非常に野心的な目標です。

もちろんこれは日本政府や東京都の宣言とも重なっておりますし、いわば世界で非常に重要な政治課題である気候変動問題は、温度上昇を 2 度抑える努力を追求することは世界に共通の人類の挑戦です。その中に杉並区がきちんと立場を表明したことを、大切な、そして重要な一歩だと受け止めております。

ゼロカーボンという大きな目標を達成するために、今までどおりの温暖化防止政策、例えば自然エネルギーを増やしていくとか、節電とか、ライフスタイルの変更とか、もちろんこれは重要なのですが、このような従来の取組だけで達成できる具体的な目標だとは思っていません。産業や経済、まちづくりといった社会の在り方そのものに大きな変革を求めるのが気候変動問題だと認識しております。その中で、ゼロカーボンという大きな目標から杉並区のまちづくりを出発したいと思ったのがこの骨子案を見て私が考えたことです。

今の骨子案では、ゼロカーボンはまちづくりの一部として位置づけられています。私たちが今までどおりの計画を遂行するという発想を超えなければならないと考えています。

開発計画、道路計画、施設再編計画の中で総合的なCO₂の排出量について、杉並区として明確な、正確な計算ができていないまま進めることはできません。脱炭素は単なる宣言ではなく、それを自治体の土地利用やまちづくりに当てはめるとどうなるのか、国際的にも学術的にも活躍なさっている審議会の皆様に、杉並区の大きな挑戦の中で、皆さんの知見と経験をお聞きしたい、そして、助けを頂きたいと思っています。

以上、私の考えを述べさせていただきましたが、この後、骨子案に対して委員の皆様の専門的な知見からの様々なご意見を頂ければ幸いです。

以上でございます。

都市企画担当課長 私から杉並区まちづくり基本方針の改定についてご報告いたします。ただいまの区長のお考えも踏まえまして、内容についてご意見を頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、資料の確認をさせていただきます。表紙のほか、

資料1、改定における考え方、資料2、まちづくり基本方針（骨子案）となっております。資料についてはよろしいでしょうか。

本日は配付した資料に加えまして、会長の後方にスクリーンを使ってご説明させていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、スクリーンに映写する内容につきましては、本日配付しております表紙と資料1をまとめた内容となっておりますので、まずはスクリーンをご覧くださいと思ます。

杉並区まちづくり基本方針につきましては、これまで改定に向けて取組を進めておりまして、庁内における検討を経て、このたび基本方針の骨子案を取りまとめたという状況となっております。本日はその内容につきまして、学識経験者等の皆様から専門的な知見からのご意見を頂きたくご報告するものでございます。

本日の説明につきましては、1番目、「基本方針の位置付け」、2番目としまして、「改定における考え方」の順で説明をさせていただければと思ます。

まず、「基本方針の位置付け」でございます。①「基本方針の位置付け」といたしましては、杉並区の将来都市像のイメージとまちづくりの到達すべき目標を明らかにすることにより、まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした、都市整備分野の総合的な方針とされているものでございます。

次に、都市計画法における位置づけでございますが、都市計画法第18条の2におきまして、市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、こちらは東京都が都市計画決定するものになってございますが、それらに即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする位置づけられてございまして、都市計画マスタープランは法で策定することが義務づけられている計画となっております。

また、杉並区におきましては、昨年度の議会の議決を経まして新たな基本構想を策定しておりますので、今回の改定におきましてはその基本構想に即した内容となるよう定めなければならないこととなっております。

次に、こちらのスライドは、ただいまご説明を差し上げた基本方針の位置づけ、ほかの計画との関係を示した図となっております。真ん中にまちづくり

基本方針と入っておりますが、その上段に東京都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに杉並区基本構想というものがございます。

まちづくり基本方針につきましては、まちづくり分野の最上位計画となっておりまして、この基本方針に基づいて、みどりの基本計画、住宅マスタープラン、そして、赤字で記載しておりますが、景観計画、それらまちづくり部門に関連する多くの計画が位置付けられております。

また、杉並区の将来都市像の実現に向けまして、環境分野、保健福祉分野、防災分野、産業分野などのほかの分野の各種計画と連携して取組を進めるといふ形となっております。

次、2番目、「改定における考え方」についてご説明させていただきます。改定の背景といたしましては、基本方針は令和3年度に目標年次を迎えたというのが1つございます。

また、この間の区のまちづくりに関する施策の進捗状況を踏まえるとともに、新たに策定した基本構想等に即した内容となるよう改定に向けて取組を進めているものでございます。

次に、これまでの経過でございます。

改定に当たりましては、基本的な考え方や目標年次、基本的構成等、改定の方角性を取りまとめまして、昨年9月にまず杉並区議会の都市環境委員会へ報告をしている状況でございます。

その後、昨年10月には庁内の検討組織を立ち上げまして、庁内検討を進めてまいりました。

その後、令和4年の1月には都市計画審議会にも基本方針の改定に向けた取組についてご報告をするとともに、先日の7月15日につきましては本骨子案についてご提示させていただき、委員の皆様から専門的なご意見を頂いたところでございます。

続きまして、目標年次についてでございます。おおむね20年後の未来を展望しながらも、新たな基本構想及び総合計画との整合を図る観点から、本基本方針につきましては令和12年度を目標年次とすることとしております。

ただし、まちづくりの進捗状況であったり、社会経済環境の変化等も想定されることから、必要に応じて基本方針の見直しを行うことと位置付けてございます。

次、基本的構成でございますが、こちらの考え方は現在のまちづくり基本方針の内容を踏襲することといたしまして、まちづくりの目標、総合方針、こちらは道路ですとか、交通、みどり、景観といった具体的な分野ごとの内容を取りまとめる方針になります。地域別方針ということで、区内7地域ごとの方針を取りまとめていこうということで構成を考えてございます。

次に、「改定の考え方」でございます。

「関連する方針・計画」というところでございますが、新たな基本構想をはじめ、区が策定した計画であったり、東京都が策定している都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等に即した内容にするとともに、「社会経済環境の変化等」ということで、近年ではコロナ禍に伴う社会変容であったり、気候変動、またはDXといった近年の経済環境の変化であったり、これまでのまちづくりに関する施策の進捗状況を踏まえた基本方針としていきたいと考えてございます。

そして、最後、「改定における主なポイント」としてまとめております。今回の改定作業に当たりましては、ただいまご説明した社会経済環境の変化を踏まえた考え方を反映するほか、新たな基本構想等との整合を図るため、分野別方針の体系の見直しを行うことを改定のポイントとして挙げております。さらにより分かりやすい内容とするために、構成の見直しであったり、図表の活用等を念頭に改定作業を進めているところでございます。

次、基本方針の構成でございます。こちらは資料に載っておりませんので、スクリーンのほうをご覧くださいてもよろしいでしょうか。

将来都市像につきましては、基本構想と整合を図り、「みどり豊かな住まいのみやこ」とさせていただいております。

また、それを実現するためのまちづくりの目標といたしましては、基本構想では8つの分野目標がありますが、そのうち都市整備分野に係る防災・防犯、まちづくり・地域産業、環境・みどりの3分野の目標を位置づけてございます。

そして、総合方針についてですが、これらはまちづくりの取組の主要項目を8つの分野に分けてございます。これら8つの分野のうち、特に本審議会に関連があるのは、みどりと水のまちづくり方針、景観まちづくり方針、ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針と考えてございます。

また、地域別方針は区内7つの地域に分けて、分野別に示した取組の方

向性を地域ごとに整理したということで、記載のとおり、7地域で整理している状況でございます。

スライドを使った説明については以上でございます。

続きまして、お手元の資料をご覧ください。資料2、骨子案でございます。

まず、上段に記載のまちづくり基本方針の目的と性格についてでございますが、1番目の「まちづくり基本方針の目的」、2番目の「まちづくり基本方針の性格」、3番目の「まちづくり基本方針の位置付け」、4番目の「基本姿勢」、こちらにつきましては現在のまちづくり基本方針の内容を継承したものとなっております。

そして、今回は新たに5番目の「改定における基本的な考え方」としまして、区を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、これら8つの内容を新たな視点として取りまとめたものでございます。

次、下段をご覧ください。

「まちづくりの目標」につきましては、杉並区基本構想を踏まえ、ただいまご説明を差し上げたとおり、「将来都市像とまちづくりの目標」を定めてございます。

また、2番目といたしましては、「まちの骨格」としてまとめている状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、「将来のまちの骨格」についてでございますが、こちらでは現行の基本方針を踏襲して、例えば多心型であったり、みどりの拠点、みどりと水のネットワーク、鉄道や道路等、まちの骨格としてまとめた図表になってございます。

また、次のページをご覧くださいただければと思うのですが、ここから総合方針の骨子案をまとめておりまして、分野ごとの基本的な考え方とそれを実現するための取組の方向性を整理しているものでございます。

先ほどご説明を差し上げたとおり、本日は本審議会と特に関連するであろうところのみどりと水のまちづくり方針、景観まちづくり方針、ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針の取組を中心にご説明させていただければと考えておりますので、資料を2枚おめくりいただいてもよろしいでしょうか。

こちらの右側のページに「みどりの水のまちづくり方針」が記載されてございます。こちらでは、これまで掲げてきた大きな方向性は継承しつつ、基本構

想等を踏まえ、グリーンインフラの考え等を活用することを示したところが新たな視点となっております。

そして、下段に「具体的な方向性」として5つ記載しておりますが、まず1つ目「公共緑地空間の整備の推進」という項目につきましては、地域特性を生かした区立公園等の整備であったり、みどりの拠点である都立公園、緑地の整備促進を図るということを示しております。

2番目の「民有地などのまとまったみどりの保全」という項目につきましては、屋敷林や農地などの民有地のまとまったみどりの保全について具体的に取組の方向性を記載しているものでございます。

そして、3番目の「まちなみのみどりの保護と充実」とにつきましては、それぞれの地区特性に応じた緑化であったり、生物多様性に配慮したみどりの質の向上などの取組を示しております。

そして、4番目の「グリーンインフラを活用した水と水辺のある環境づくり」という項目につきましては、水辺環境の保全と親水化、地下水・湧水の保全・回復を示すというほか、5番目の「みどりと水のネットワークの形成」という項目につきましては、みどりに関する総合計画でありますみどりの基本計画の改定であったり、みどりの拠点形成、みどりと水の空間づくりの取組についてお示しているところでございます。

それでは、次のページをご覧ください。続きまして、景観まちづくり方針でございます。

本方針につきましては、これまでのまちづくり基本方針で掲げてきております大きな方向性は継承しつつ、よりよいまちに発展させていくことを念頭に、基本的な考え方と具体的な方向性をまとめているという形になってございます。

まず、上段の「基本的な考え方」の1、「杉並らしい景観づくりの推進」につきましては、景観法に基づく行為の届出制度や景観重要公共施設の指定などの取組を通じまして、みどり豊かな住宅都市としての杉並らしい景観づくりを推進することとしてございます。

そして、これにひもづく具体的な方向性につきましては、真ん中に書いておりますが、景観形成重点地区や一般地域などの地区特性に応じた景観づくりであったり、景観形成を誘導する取組、また、河川、道路、公園などの景観重要公共施設につきましては、地域における良好な景観の形成に配慮した整備を図

ること、良好な景観を形成している建造物、樹木について景観重要建造物・樹木として指定し、大切な財産として共有を図ることなどの取組、そのほかにも景観協定における景観形成、モデル地区における景観形成などの取組をお示ししているということでございます。

そして、また上段に戻りまして、「基本的な考え方」の2番目につきましては「他施策との連携と普及啓発」というものを位置づけてございまして、みどりの保全・育成や区民・事業者・区の協働による景観づくりを推進するため、他の施策との連携や、広く区民や事業者へ普及啓発を図り、良好な景観形成につなげることとしているところでございます。

そして、下段になりますが、「具体的な方向性」につきましては、みどりの施策との連携、まちづくり施策との連携などの関連施策と連携した良好な景観づくりの取組を示すとともに、無電柱化であったり、シンボルとなる樹木等の育成などによる魅力とにぎわいのあるまちづくり、また、高円寺阿波おどり、阿佐谷七夕まつりなどの多くの人に親しまれております個性的なにぎわいの風景の継承や魅力の発信、美しいまちなみやみどり豊かな風景を保全、創出していくため、景観に対する意識を高めるよう普及啓発の拡充を図ることをお示ししている内容となっております。

そして、右側のページになりますが、「ゼロカーボンシティを目指すまちづくりの方針」でございます。杉並区におきましては、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指すことを既に表明してございます。そして、区民や事業者の方々と脱炭素社会の実現に向けた取組を強力に進めることとしている状況でございます。

そのような点を踏まえまして、「基本的な考え方」や「具体的な方向性」では、都市構造や交通体系の改善、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策など、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する取組についてお示ししているということでございます。

その中でも、良好な景観形成に関連する取組といたしましては、「具体的な方向性」の1「2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進」の一番上の項目にあります都市構造の改善の中に、公共緑地空間の整備や民有地の緑化推進などによるみどりの質的・量的な充実を図る旨をお示ししているところとなっております。

それでは、また1枚おめくりいただきまして、右側のページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。

ここから地域別方針について記載がされてございますが、地域別方針は先ほどもご説明差し上げたとおり、分野別方針で示した取組の方向性を区内7地域で整理したものとなっております。

地域ごとの内容につきましては記載のとおりとなっておりますが、7地域を通じまして、景観形成に関わるものとしたしましては、地域の特徴を踏まえた幹線道路、沿道景観の形成やみどりの拠点、みどりと水のネットワーク形成などの取組をお示ししているところでございます。

それでは、表紙にお戻りいただいてもよろしいでしょうか。

最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

冒頭で都市整備部長が区長のお考えを代読したとおり、本日お示しした骨子案につきましては、委員の皆様からのご意見を踏まえまして記載内容の調整を行っていきたいと考えてございます。

その後、調整した骨子案を用いまして、8月以降に区内7地域等におきましてオープンハウス形式の住民説明会を実施し、広く区民の方々からご意見を頂いてまいりたいと考えてございます。

そして、頂いたご意見を踏まえまして、方針案として取りまとめ、その後、パブリックコメントや、また改めて住民説明会等を行うなど、引き続き広く区民意見を聴取してまいりたいと考えてございます。

そして、それらの手続を経た上で基本方針を取りまとめ、策定に当たっては都市計画審議会のほうへ諮問し、策定していきたいと考えてございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上となります。

管理課長

続きまして、私のほうから景観計画改定の基本的な考え方について説明させていただきます。

説明に入る前に、資料の確認をさせていただきます。まず、「杉並区景観計画の改定について」、A4判の1枚。続きまして、資料1として、A4の横になっているものが18ページまでついております。この2つについて説明させていただきます。

それでは、改定の方針について、前回の審議会でもご説明を申し上げたとおりですが、策定から10年が経過したことから、必要な見直しを行うとともに、

新基本構想、また、説明が今ございましたけれども、上位計画である杉並区まちづくり基本方針の改定に合わせて本計画も改定していきたいと考えております。

改定の進め方ですが、本日の審議会のご意見を基に、今後、骨子案、改定案を策定してまいります。それぞれの案につきましては、審議会でのご意見を伺いながら進めてまいります。その後、区民意見提出手続、いわゆるパブリックコメントを実施し、都市計画審議会での意見を聴取し、当審議会にて諮問を行い、改定する予定となっております。

具体的なスケジュールですが、上位計画である杉並区まちづくり基本方針のスケジュールに沿って進めてまいりたいと考えております。

それでは、改定の基本的な考え方についてご説明させていただきます。資料1、A4の横のものをご覧くださいませでしょうか。

令和3年度には2回のまちづくり景観審議会において、第1回では景観法、景観条例などの根拠法令と現景観計画の概要をご説明させていただきました。第2回目の景観計画の改定方針については、改定の背景と方向性についてご説明をさせていただきました。今回につきましては、改定の背景、方向性をもう少し具体的にお示ししたものが資料1になっております。

それでは、1枚おめくりいただけますでしょうか。1ページでございます。

「改定の背景」ですが、これまでの審議会でもご説明してまいりましたとおり、令和4年度から新たな区の基本構想がスタートしております。

新基本構想が掲げる杉並の将来像を「みどり豊かな住まいのみやこ」とし、8分野の施策に取り組む方針となっております。

また、新基本構想に即して、都市整備部の上位計画、杉並区まちづくり基本方針の改定作業も進めているところでございます。

このような上位計画の改定が進められておりますので、それに合わせた現景観計画自体も目標年次を迎えることから、改定を行うものでございます。

新たな景観計画では、区内で取り組んでおります各地区のまちづくりと連動させることや、関係する施策との連携により、景観形成についても十分に取り込んで進めていく考えでございます。

具体的には、阿佐ヶ谷駅周辺や荻窪駅周辺のまちづくり、京王線や西武線の立体交差事業に伴う周辺のまちづくり、都市計画道路の整備、荻外荘公園をは

はじめとする公園整備など、景観づくりにも大きく係わる重要なまちづくりが現在進められていることを盛り込んでいきたいと考えております。

また、前回の審議会で環境基本計画が掲げるSDGsの推進の中で、CO₂削減やグリーンインフラの活用などの視点から、区内のみどりの保全・育成についても景観の重要な要素であるのご意見を頂きました。そうしたご意見も踏まえ、みどり施策や環境施策と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

その他、住宅地における空き家対策であるとか、公共施設の再編計画であるとか、そういった施策と連携しながら区の景観形成をはぐくんでいくような計画にしたいと考えております。

続きまして、2ページ目をご覧くださいませでしょうか。区内の主なまちづくりの位置について地図にお示ししております。

例えば、先ほど言った西武線の駅周辺というのは一番上の連続立体、赤い丸がついてるところ、荻窪駅周辺といったような形で丸で囲まさせていただいております。

1枚おめくりいただけますでしょうか。3ページ目です。

これまでの景観計画についてまとめてございます。現景観計画を進めている中で、事前協議や行為の規制に関わる届出などは、区の景観施策の開始から比べると、現在では区民、事業者にも周知され、未届けや基準外などはない状態です。こうしたことから、一定程度の成果を上げられているものと考えております。具体的な届出の件数につきましては、4ページの資料にまとめております。

屋外広告物の景観については、現在、住宅系の用地地域において事前相談の制度を設けております。屋外広告物については配慮基準を設けており、掲出に関してはおおむねご配慮いただいている状況ですが、具体的な色彩は示しておりませんので、そうしたものが分かるようなガイドラインなどを作っていく必要性もあるかなと感じているところでございます。

また、景観重要建築物や樹木、景観協定など、各施策の件数は依然少なく、今後も周知を重ね、今後継承すべき景観を残していく取組は充実させていくものと考えています。全体を通じて多くの方針変更をするようなものではないと考えておりますが、新たな社会情勢、先ほど来のゼロカーボンシティ、その

ような考え方は取り入れながら、現計画の内容を踏襲しつつ、より分かりやすくすること、普及啓発に力を入れていくことを念頭にした改正にしていきたいと考えております。

1枚おめくりいただいて、5ページ目でございます。景観計画の位置づけについてお示ししております。こちらもこれまでの審議会でご説明させていただいたとおりでございます。

6ページ目は計画の構成について、現計画では第二章を総合的な景観施策の推進とし、まとめて掲載しております。改定では、届出、施策、普及啓発、それぞれ節で区切り、分かりやすい表示にしたいと考えております。

1枚おめくりいただけますでしょうか。7ページ目以降については改定の内容を示しております。

まず、景観の将来像ですが、新基本構想に即した将来像としました。「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けた景観づくりの推進とし、基本構想が掲げる将来像とともに目指す目標としております。

目標に関わる指標ですが、毎年実施している区民意向調査から、「杉並のまちなみに美しさや落ちつきがあると思う区民の割合」としました。この指標は区の総合計画で採用しており、令和2年度末の実績は80.5%でした。これから毎年1%の上昇を目指し、令和12年度に90%とすることを目標としております。

次に、景観の目標に資する基本理念、これまでの基本理念を踏襲しつつ、前回の審議会でご意見を頂いたみどりの保全・創出を強調するとともに、今後進められるまちづくりの要素を追加しました。また、杉並独自の歴史や文化の景観を後世に伝える考えでございます。

この理念を図式化したものが8ページになります。基本理念に従った景観特性とし、将来像を目指すように、右の図のような改定を考えております。

景観要素としては、先ほど申し上げましたとおり、みどりを強調するために「水とみどり」という要素を1つ掲げ、まちなみ、公共施設、歴史と文化の合計4つの景観特性の進むべき道を「みどり豊かな住まいのみやこ」としております。

それぞれの景観要素を進める上で、課題としましては、まちなみについては市街地景観の誘導、水とみどりでは水とみどりの景観の保全・育成、公共施設

では公的空間における魅力ある景観づくり、歴史・文化では、歴史的・文化的景観の保全と活用を課題として取り組んでまいります。

続きまして、景観形成の具体的な取組についてご説明いたします。1枚おめくりいただけますでしょうか。9ページをご覧ください。

大規模建築物及び公共施設の事前協議についてでございます。

景観計画の冊子では50ページになりますが、こちらについても前回ご説明さしあげたところでございますけれども、大規模建築物につきましては延べ床面積3,000平米以上のものや、一定の公共施設の整備を行う場合に景観専門部会に意見を伺うという杉並区独自の制度でございます。この事前協議により、大規模なマンションなど建築物の景観誘導を行っております。

また、公共施設につきましては、改修工事や外壁の塗りかえ、景観上影響のある整備について、規模に関わらず景観専門部会へ諮問を行い、区の良い景観誘導と形成の維持に努めているところでございます。

平成28年度の改定では、事前協議後にどのように対応したかを報告させる制度としました。景観専門部会での参考意見に対する建築主側の対応見込みを確認することで、事前協議における景観誘導はおおむね良好に行われていると認識しております。

今回の改定ではこの制度は維持するとし、計画の記載についての明文化やフロー図などをより分かりやすく記載していく方向で改定を考えております。

また、前回の改定時に事例集の作成が検討されておりましたが、引き続き景観優良施設について区民や事業者の参考になるような事例をホームページなどで公表していくことも考えております。

続きまして、10ページでございます。景観法第16条第1項及び第2項に関わる建築物の景観の届出についてご説明させていただきます。景観計画の冊子では54ページになります。

区では景観計画に基づき、区内全域を景観形成区域として指定しております。その中で、河川沿いについては景観形成重点地域、それ以外の地域は一般地域としております。重点地域では全ての建築物等について景観の届出を行い、一般地域では高さ10メートル以上、または延べ床面積が1,000平方メートル以上の建築物等について届出を行う制度としております。

この届出については制度開始から12年が経過し、おおむね周知されており、

先ほども述べさせていただきましたが、未届けはない状態と認識しております。届出についてはこのまま現状維持し、計画の改定としては説明文やフロー図の分かりやすさを中心に改定していきたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、11ページでございます。屋外広告物の掲出についてです。

区では第1種低層住居専用地域などの住宅地において、一定の大きさの屋外広告物を掲出する場合は事前相談を行うこととしております。この事前相談は、制度開始から累計で26件の相談となっております。

また、屋外広告物につきましては数値基準ではなく、配慮基準により景観に配慮した広告を掲出するよう案内をしているところでございます。

ただし、地区計画や東京都景観計画において基準が定められている地域についてはその基準を適用し、景観誘導に努めているところでございます。

区内では、具体的には放射5号線沿道や阿佐ヶ谷駅北東地区の地区計画において、屋外広告物の景観のガイドラインが示されております。策定の方向としましては、屋外広告物に対する景観配慮の助言等を的確に行うために、色彩や規模などのガイドラインの策定を検討するとともに、普及啓発を行っていきたいと考えております。

続きまして、12ページの景観重要公共施設についてでございます。

景観重要公共施設は、景観法第47条において、道路、河川、公園など、景観計画に定めた施設は景観計画に基づく整備を進めていくと規定されています。改定では、区内3河川を引き続き重要公共施設として定めるほか、今後進められる道路整備や公園整備について景観に配慮した整備を行うよう定めていきたいと考えております。

1枚おめくりいただけますでしょうか。13ページです。景観重要建造物の指定についてです。

区内では、平成28年度に荻窪にあります「角川庭園・幻戯山房」を重要建築物として指定させていただきました。現在、この1件のみとなっております。

重要建築物の指定が伸び悩んでいるのは、指定に当たっての建築物の維持管理、所有者との合意がなかなか進まないことも考えられますが、区内には多くの歴史的な建造物があります。

改定では、景観重要建築物の場合は引き続き掲載しつつ、まず、公共施設に

おける重要建築物を指定することから広く区内に周知することで、重要な建築物の維持につながるよう努めていく方向で考えていきたいと考えております。例えば、大田黒公園の記念館、洋館や、復元が注視される荻外荘、歴史的な建築物を後世に継承することからも候補として考えております。

続きまして、14 ページです。景観重要樹木の指定でございます。

こちらにつきましても、樹木の維持管理について所有者との合意がなかなか得られない状況などもあり、現在「坂の上のけやき公園」のケヤキ1件が指定となっております。改定では、景観重要建造物と同じく、引き続き概要を掲載し、景観重要樹木の指定について広く周知していきたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、15 ページの景観協定についてです。

現在1件で、高井戸東にありますパークシティ浜田山（戸建て地区）、マンション群の一番南側でございます戸建て地区について協定を締結しております。この協定も、当該地域においてみどりが広がり、良好な景観が形成されております。

こちらの協定は締結から10年を経過しようとしており、協定上は年限を迎えますが、引き続き協定を継続する方向で調整をしてみたいと考えております。改定では、パークシティ浜田山の協定を紹介しつつ、制度の普及啓発について掲載していきたいと考えております。

16 ページは、モデル地区における景観形成についてです。景観計画の冊子では55 ページになります。

区内の位置が分かるかと思いますが、A3になっておりますけれども、モデル地区については緑の丸で3か所指定しております。

現計画のモデル地区は、中杉通り沿道周辺、大田黒公園の周辺、善福寺公園の周辺になっております。

モデル地区では、地域の住民とともにモデル的な景観づくりを進める計画でしたが、これまで具体的な動きはありませんでした。しかしながら、当該地域は区を代表する景観が広がる地区でもあります。継承し、後世に残すべき景観でもあるというふうに認識しているところです。

改定では、これらのモデル地区を継承しつつ、今後、各モデル地区の景観を守り育てる観点で計画するとともに、モデル地区周辺で進められているまちづくりにおいて、良好な景観を誘導していきたい旨を記載していきたいと考えて

おります。

1枚おめくりいただきまして、17ページ、普及啓発についてです。

普及啓発では、区の景観施策の推進のための取組について記載していく考えでございます。具体的には、届出制度であれば届出のパンフレットの配布、先ほど述べたように、良好な景観となる建物の事例などを区公式ホームページで紹介するなど、普及啓発を行っていきたいと考えております。

みどりの景観では、前回の審議会でご意見を頂きましたように、例えば接道緑化などの補助金制度と連動するなど、景観づくりを啓発するような要素を盛り込んだ計画としていきたいと考えております。

18ページ、最終ページになりますが、今申し上げておりました補助金制度との連携は各施策との連携が欠かせないものと考えており、関係する施策については景観との連携と、区のまちづくりに景観の考え方を取り入れながら進めていく計画としたいと考えております。

以上、駆け足になりましたが、景観計画の改定の考え方です。

本日は改定のたたき台という位置づけの資料でございますので、審議会の委員方からいろんな意見を頂きまして、今後の骨子案の策定、改定案の策定という形にさせていただければと思いますので、忌憚のない意見を頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明された内容について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

大きくは、杉並区まちづくり基本方針と杉並区景観計画のどちらでも構いませんが。

委員

それでは、質問させていただきます。

1つは、杉並区のまちづくり基本方針骨子案についての9ページ、ゼロカーボンシティを目指すまちということで、今、日本政府なんかもエコチャレンジというキャンペーンをやっていますよね。杉並区でもやっていると思うんですが、その状況はどういう状況なんですかね。今、応募していますよね。

都市企画担当課長 個別の施策につきましては各所管課ごとに施策を実施しているところがございます。現時点では私のほうで具体的に把握していないところがございます。

委員

一般的な話なんですが、杉並区の中で二酸化炭素を排出している割合、例え

ば家庭からどのぐらい出るのか、事業所からどのぐらい出るとか、その辺の割合的なものはどこが一番多いんですかね。

管理課長

具体的な数字はないんですけども、都内全体で見て、家庭から出るものが全体を占める割合では多いかなと認識しております。

委員

分かりました。

それから、話は飛びますけれども、みどりと水のまちづくり方針の中で、7ページですか。杉並というのは河川が何本も流れていて、非常にみどりが豊富なところで、私は地方の生まれなんですけれども、そう感じているんです。

その中でも、特に杉並区は、桃園川緑地なんかはかなり整備されていて、遊歩道的なものができるんです。そのほかにも何か昔の河川の流れた跡みたいな、見えないものがたくさんありますよね。あれは生活道路になっていて、すごくみどり豊かなところだし、そういったところも顕在化させるというか、整備していく必要があるんじゃないかなと。そういったものも含めて、何かきめ細かなみどり水のネットワーク的なものを作っていったらいいのかなという感じがします。以上です。

都市企画担当課長

ただいまのご意見、我々もそのような視点は大切な視点だと認識してございまして、今回、資料ではちょっと見にくかったのですが、[その](#)みどり水のまちづくり方針、右上の方針図につきましても、具体的に今ご指摘のあった桃園川等につきましても[その](#)ネットワークと位置づけているところでございます。

今後も、方針としましては既に位置づけてございますので、具体的に取り組む施策になった段階ではこの方針に基づく取組として、各所管課とも連携しながらやっていければいいのかなと思ってございます。ありがとうございます。

委員

ありがとうございます。

それからもう1点なんです、その左側のほうの6ページ、防災・減災の事前復興まちづくり方針がありますよね。その中で、今私は阿佐谷地区に住んでいるんですけども、近くで大蔵省の印刷局の社宅の跡地がありますよね。あれは杉並区としてどういう取組の方針なんです。今、仮囲いがありますよね。

耐震・不燃化担当課長

耐震不燃化担当課長も兼ねていますので、ちょっとお話しさせていただきたいんですが、ちょうど阿佐谷南・高円寺南地区というのは木密地域でございまして、現在、密集事業と東京都の不燃化特区、不燃のまちづくりということで進めている地域です。

そういった中で、オープンスペースの確保ということで、現在、1つ公園を整備する予定ですが、オープンスペースに資するような用地を探している中では、今おっしゃられました寮なんかも1つの候補かなと考えております。相手があることですのであれですが、候補かなとは認識しているところでは。

委員

かなり大きなところなので、2つの地域がありますよね。敷地があつて。すごく期待しているところなので、よろしくお願いします。

会長

委員、お願いいたします。

委員

説明、どうもありがとうございました。途中で退席するので、意見というか、意気込みみたいなところなんですけれども、この計画によりまして、過去からのいろんな踏襲だとか、基本計画があるのでかなり細かい、目標に関しては網羅的にできているという感じがしました。

また、中身の個々に関しては、皆さん、専門家の委員の方から追加でご意見があると思うんですけれども、最初にこれを読んだときに、ありていに言うと、これだけ網羅的なものやっけていく中で、区の財政規模とか、いろいろなことを考えたときに、どこをどこまでできるんだろうかというのが1つ見えないなと。これはもしかしたら実行計画の中で予算づけしているのかなという感じがするんですけれども、ただ、そうはいつても、これだけ広いところが実現できたらすばらしい杉並区になるんだなと期待はしているんですが。

とはいえ、カーボンニュートラルという長いのもあれば、災害とか、特にこういう時代なので、早急にやらずにはいられないものとか、多分いろいろとロードマップみたいなものがあると思うんです。

そういう中で、これは希望になっちゃうんですけれども、全体の予算枠がある程度限られているのであれば、例えば当初の4年間とか、1年度に関してはここを重点的に優先順位を取ってやるとか、ある程度杉並区の都市計画の意気込みというんですかね。そういうものを予算と密接にした形でしたほうが実現度合いが区民の人によく見えるし、実感も出てくるんじゃないかなという感じがするんです。

ですから、そういうことで、全体的な話になって恐縮なんですけれども、この方針をやる、実行計画にする段階で、どこをどう優先するんだということが見えるようにしていただけるとありがたいかなということがあります。これが

1つです。

もう1つは、この景観計画との関係で今までも何度も出ているんですけども、多分、特殊な景観に対する申請とか、大規模の開発に関しては事前申請なんかでカバーされているんですが、住民としての率直な感想として、前にも出ているんですけども、相続とかで土地が売られて、地元とか中小の業者が買って、細分化して旗竿地で建物を建てたり、そういうどちらかという細かいほうが結構気になるんですよ。

これは建築基準法とか、いろいろなものがあって規制は難しいと思うんですけども、みどり豊かなものを残すというのであれば、そういうところにうまく上流で網かけすることによって、いい町並みが保存されるんじゃないかなと実感的に思っていますので、これは要望ということで、また長期的に検討していただければと思います。以上です。

都市企画担当課長 ご意見ありがとうございます。まず、まちづくり基本方針についての予算規模を具体化、明示して重点的な取組を示すということですが、今、委員からご指摘がありましたとおり、基本的な予算規模につきましては実行計画等で位置づけているという現状がございます。

ただ、一方で、このまちづくり基本方針につきましては、そのまちづくりに関する施策を進める上でのビジョンを描いたものでございますので、ここのまちづくりの中で、どこを重点的にということを現時点で示すことは難しいのかなと思ってはいるのですが、この方針に基づいて個別具体の施策を進めていく際には、それぞれ個別の取組の中でそのようなことを示せるのかどうかということも今後研究させていただけたらなと思います。ありがとうございます。

委員 ありがとうございます。そういう性質のものだというのはよく分かっています。ただ、それを実行計画にして区民に知らせるときには、細目の中でのこを予算づけてやりますよと出たほうが、より区政に対する実績の実感みたいなのがあるのかなと思うので、ちょっと気になったものですから、お願いしたいと思います。以上です。

管理課長 景観計画の敷地の最低限度、難しい話というところもあって、区としても敷地の最低限度については非常に重要視しておりまして、平成16年の用途地域の一斉見直しの中でも最低限敷地を定めて取り組んできました。

それが狭過ぎるのか、広過ぎるのかという議論はあると思うんですけども、

ただ、その一定の面積を決めさせていただいた上で、さらに例えば大田黒公園の地区計画であるとか、最近定めさせていただきました放射5号線周辺の地区計画なんかでも、120 平米とか、150 平米とかいうような形で敷地の面積の最低限度を決めさせていただいておりますので、こういったさらなる上乘せのルールなんかも視野に入れながら、今後も地域の特性を踏まえながら検討していきたいと考えております。

委員
会長
委員

どうもありがとうございました。

委員、お願いいたします。

ご説明ありがとうございました。全般的なことから細かいことまで4点ほどお伺い、もしくは意見とさせていただきたいと思います。

先ほどこの都市計画マスタープランについて、令和3年に議会で、その後、庁内で協議されて、今年になってから都市計画審議会にかけられたとご説明いただきました。

例えば今日の審議会なんかも記録はされて公開されるような感じになるんでしょうかね。今度の区長は情報開示ということを強くおっしゃって当選されていますので、その辺はぜひしていただきたいと思うのと同時に、都市計画審議会でどんな議論がされたかということもぜひ拝見したいと思います。

私、国交省の社会資本整備審議会のほうの委員もしているんですけども、あちらは会議は全部YouTubeで配信されていて、その後、議事録も全部公開されるようになっております。区でそこまでやるのは大変かもしれませんが、やはり大切なポイントについては区民に対して公開していただきたいと思います。

それから、2つ目としてはゼロカーボンのところなんですけれども、ここに方針として書かれているのはあくまでも方針ですので、当然だよねということしか書いていないと思うんですね。

その下の具体的な方向性としても、ここに対しても方向性なので、この程度の書き方しかできないのかなと思うんですけども、もう少しこの辺を具体的に今後どういうふうに進めるのか。このところが重点的な施策になるのであれば、やはりここをきちんと議論する会議体等を設立して進めていくべきではないかなと思うんですね。これが全てのまちづくり、あと都市計画に対しても関わってくる大変重要なポイントだと思います。

それから、3番目なんですけれども、各地域、7地域でこれからいろいろと進められていくということで、私の場合、井草地域が活動の拠点なんですけれども、その辺がどのように今後進められるのかというのを何となく具体的に示していただけたらなと思うんですね。

以前、その協議会がありましたけれども、今、現実的には一切動いていない協議会となっています。また、協議会が西武線の高架を主体とした協議会だったとしても、やはり地域の協議会というのはそれぞれいろいろな課題がある中で、それを協議していくものが本来の協議会であると考えますので、それも含めてぜひちょっとご検討いただきたい、もしくは方向性を示していただきたいなど考えます。

それから、景観の問題として新たな部分、もしくはみどり、そういった景観の保全というところに主眼が置かれておりますけれども、景観だけでなくみどりというのが、このゼロカーボンにも関わりますけれども、気候変動ですとか、そういったことに大変重要な役割を果たしてくるわけですので、その辺のところを大きく前面に出してお話をしていただきたいなど考えます。

それで、これは細かいことなんですけれども、地元でまちづくりの活動をしていますと、地元の地主さんなんかともいろいろ議論するんですけれども、地主さんは地主さんで屋敷林を保持していくのに大変苦勞されています。例えば嵐があつたり雷があつて大木が折れて、それを手入れするのに何百万もかかる。あの景観は私たち区民の宝物でもあるわけで、そういったところに対してもし何か支援が必要なんじゃないかなと私は考えております。

それから、もう一回景観の話に戻ります。新たなところに対しての審議会での議論があるんですけれども、既存で作られてしまったけれども、景観を壊しているものも世の中にあるので、そういったことに対しても地域でそれをどうするかという協議もぜひできるような機会をつくっていきたい、あるいはつくっていただきたいと。あるいは我々がすべきなのかもしれませんけれども、そういうふうに考えております。

以上になります。

管理課長

一番最初の情報公開、議事録については、これまでの審議会は全部議事録を公開しております。ネットで出すか映像で出すかというのは実施しておりませんが、議事録については公開しているといったところでございます。

それから、景観計画に関わるみどりの保全についてですが、既に景観を満たしているかどうか、ここは非常に難しい問題もあるかなと思うんですね。

景観は人それぞれあるので、所有の方がどう考えているのかとか、周りの方がどう考えているのか、取り締まるとなると、建築基準法であれば建築基準法という法律のもとで違反している、していないという明確な数値も分かるんですけども、なかなかそうじゃないところは、大事なところかと思うんですけども、課題として認識させていただくというところで今日はとどめさせていただければと思います。

委員

今、景観の話は、個人のお宅ですとか、そういう話ではなくて、特に商店街なんかでいろいろ助成金をもらいながら、街灯ですとか、広報の看板ですとか、そういうものをかなり作っていると思うんですけども、それがとてもルールもなく、煩雑になってしまっていることについて、これから少しマイナスしていく生き方というのも大事なことだと思うので、そういうことを協議できるような場があるといいかなと。美的な感覚というのはそれぞれなので、必ずしもそれ1つでは言えないけれども、ただ、せめて協議していく場が欲しいなと思います。

土木担当部長

みどりの屋敷林の関係について、土木担当部長からお話いたします。

区では緑地保全方針というのを作ってございます。こちらは後世に残したい屋敷林ということで区民の方々からご応募いただいたり、そういう中で選定したもののなんですが、現在、全ての屋敷林で行動をとすることはなかなかできないんですが、荻窪の地域におきましてモデル地区として定めて、その周辺の方々を巻き込んだり、地域を巻き込んだりして、支援隊というのを作りまして、屋敷林の保全に向けた取組をしています。

屋敷林は確かに大雨のとき枝が落ちるとか、あるいは秋、冬にかけて落ち葉のことがあったり、周囲の方々はある程度理解を示されてはいると思うんですけども、所有者の方の負担はそれなりにあるということで、この件についても認識しています。

ですので、支援隊の方々は落ち葉掃きを手伝ったり、あるいはそういう維持管理の部分で少し支援をしたりということで、夏場には木陰による涼しさだったり体験してもらいながら、みどりの重要性をお知らせしていく、普及啓発の部分だったりとかして、昔からある樹木ですので、そういうことで残せるこ

とにつなげていけたらなということはやっている状況です。これが広く展開できるといいなとは思っています。

管理課長 先ほどの商店街の装飾等の看板については、所管でも産業振興センターがありますので、ちょっと情報共有させていただきたいと考えております。

都市整備部長 ゼロカーボンシティに関するものにつきましては、今後、環境部のほうで温暖化に対するまた新たな計画、もう少し具体的な計画を策定すると聞いていますので、その中でこのまちづくり基本方針のほうとも整合性を図っていきたいと思っています。

市街地整備課長 先ほど西武線の高架の話で、まちづくりの活動がというお話がありましたけれども、これまでも地域の皆様の自主的なお考え等を適宜聴取しながら、まちづくり協議会ですとか、ほかの沿線の地域でも懇談会など開催しております。

コロナというところもありましたので、進め方というのは今後もいろいろな手法を使って、できる限り地域の皆さんがいろんな形で意見を出し合えるような場の設定は積極的に進めていきたいと考えてございます。

会長 委員、お願いいたします。

委員 景観計画改定の中の「屋外広告物の表示・掲出に関する事項」、11 ページなんですけれども、今、ガラス窓ですとか、ガラスの壁に文字が書かれているものが結構増えていまして、それが屋外広告物に含まれているのか、含まれていないのか分からないんですけれども、もし含まれていないとしましたら、そのあたりも準じるものとして少し審査をしてほしいと思っています。

それから、ビルの上の広告はとても目立ちますので、色彩などはある程度数値で管理できると思うんですけれども、デザインも少し考えたほうがよいかと思います。デザインのよしあしというのは評価するのがとても難しいんですけれども、個人的には大きく顔が描かれたものなどは気になりますので、ある程度例を挙げて、こういうものはできれば望ましくないみたいなものをつくっていただけるとよいかと思います。

土木管理課長 先ほどのガラスに文字が書かれているのが屋外広告物に当たるかどうかということなんですけれども、基本的には看板という形で、面で看板を出しているものが対象となってございますので、文字だけのものについては対象にはなっていないと認識しております。

管理課長 そういう中でも、委員がご指摘されている建物の上の看板だとか、ガラスの

ところに入っているもの、要するに相手に何かを伝える広告という内容からすると、景観要素にもなるのかなと思うところもあるので、意見は意見として承らせていただいといたところでございます。

会長
委員

委員、お願いします。

景観重要建造物についてお話を伺いたと思います。前回の改定の際に、角川庭園、区のほうでコントロールできるので、まずはその重要建造物に指定して見ていただいたらどうかという意見を申し上げた記憶がございまして、その後、実際にしていただけたのはすごくよかったかなと思っていたところなんですけど、先ほどその後の指定例が出ていないという報告がございました。恐らく要因はいろいろとあると思うんですけども、景観重要建造物に指定されると、景観条例上、どちらかという制限のほうが目立ってしまって、インセンティブが働かないというのが1つの大きな要因なのかなと思うんです。

私が認識しているところで申し上げますと、恐らくメリットとしては2つほどあって、大きいのが税制の部分。相続税評価がその指定される前と比較して、建物だけではなくて、その敷地も含めてマイナス100分の30入るはずなので、7割になると。恐らくこの景観重要建造物をお持ちの方はある程度古い建物が多いので、相続とかのタイミングが場合によっては生じるような方々もいるので、税務上の対策の観点からでもいいんだよというところは伝えてもいいのかなと。特に、残したいけれども、相続税を抑えるために壊して売らなきゃいけないというケースがやはり文化財の例と同じで多く、私は今まで事例として見てきた者として、そういうメリットをもう少し伝えていただきたいということがまず1つ。

2つ目が、建築基準法上の特例があって、外観の部分に関しては意匠を残すために一定程度緩和されたり、あるいは、杉並区さんの場合、補助金が出るのかちょっと分からないんですけども、補助金とかも出たりするので、私が申し上げたいのは、こういうメリットの部分は杉並区に限らず、余り景観重要建造物は知られていないところでして、皆さん、文化財についてはある程度イメージがあっても、景観重要建造物でそういうメリットが得られるということをあまりご存じないので、予算の兼ね合いとか、準備の兼ね合いもあると思うんですけども、もう少しこの景観重要建造物に関しての広報をリーフレットを作成するなり、ホームページで伝えるなりしていただいて、積極的に活用す

るよう区民の方々にアナウンスいただけたらなと思いました。

管理課長

大変貴重なご意見、ありがとうございます。今の委員のご意見、優遇、メリットといったところをしっかりと、私のほうももう少し勉強させていただきながら、どういう広報ができるのか、どういう周知ができるのか、積極的に考えていきたいなと思っております。ありがとうございます。

委員

まず、1点ですけれども、今の景観重要建築物と並びまして、景観重要樹木というのがあることを実は今初めて伺ったんですが、これがまだ1件しか指定されていないということで、これも大変残念だなという気がしております。

私も杉並区に住んでおりまして、本当に立派な木がまだたくさん残っているので、それを保存しておきたいなと。そうすれば、景観上も非常に素晴らしいものになるんじゃないかと思っているところはあるんですが、土地所有者の方の意向もあって、開発されて切られてしまう例が随分多く見られるような気もいたします。

こういう重要樹木、あるいは今お話がありました重要建造物につきましても、1件しかないということは指定基準がちょっと厳しいのかなという気もいたします。

もう少し緩い基準の対象をつくって、緩やかに、例えば表彰制度をつくるとか、そのようなことで少し保存を促していくとか、そういう形で広く保存する方向にいければいいんじゃないかなと思っております。

それからまた別の点ですけれども、杉並区の水辺について、みどりと水辺というのが景観の1つの大きな、最重要な要素になってくると思います。みどりのほうは今いろいろお話が出ていますが、川のほうですね。水辺があまり親水公園というところが少なく、コンクリート三面張りの河川で、景観上は決していいものになっていないところが多いと思います。

あれは住宅が川のすぐそばまで迫っていると、そのようなこともあって難しいのかもしれませんが、景観上、もう少し人が川を見て「ああ、いいな」と思うような川に親水化していけるような、あるいは場合によっては川の縁まで人が下りていって遊べるとか、子どもなどは危険がないようにしてですけども、そういう親水化の方向にもうちょっと持っていけないかなと考えております。

それからもう1つ、自転車の利用なんですけれども、こちらにも自転車の利

用を進めていくというお話がありました。また、新しい岸本区長もそういうこととお話ししていると聞いておりますけれども、自転車レーンの整備を進めていただきたいということなんです。

現在は車道のところに自転車の矢印のような、ここは自転車が走るところですよという印はつけてあるんですが、実際にはそれが狭いのと、全く仕切りがないわけですから、自転車のほうとしては危ないと考えてしまって、歩道を走っている方も随分多く見られます。本来は自転車は歩道じゃなくて、車道のほうを走るということに交通規則ではなっているわけですが、それがなされていない。

例えば環八は車の通行が大変多いので、自転車で車道を走るのは危険だと考えている方も多いうように見られまして、歩道を自転車が結構スピードを出して走ってきて、歩行者が危険だなと思うときも間々見られます。ですから、景観上も、まちの風景としても、自転車が安心して安全に走れるような自転車レーンが大変必要かなと思いますので、その辺を今より一歩進めて考えていただけないかなと思っております。場合によっては、車道を1つ自転車レーンにしてしまうくらいの思い切った政策も必要かなと私はちょっと思いますけれども、ご検討を願いたいと思います。以上です。

みどり施策担当課長 景観重要樹木の件なんですけれども、区では保護指定制度で保護樹木を1,000本以上指定していたり、あるいは貴重木ということで、補助金を出して支援をする樹木制度が民有についてはございます。そういった中で、景観重要樹木に位置づけていくものについては、実際には公園用地として買った、その木のために買った土地にある木を景観重要樹木という形で、1本だけ指定という形に今なっております。

今後、幾つか保護指定している中で、所有者のご意向、あるいは公共の場所でも保全が可能な場所でそういったことが可能であれば考えてまいりたいと考えてございます。

土木担当部長 それでは、先ほど河川の親水の検討、あと自転車の関係がありましたので、それについてお答えいたします。

確かに区の中では河川というものは重要な景観資源と思っています。そこになるべく親水のできるような場所ということで区のほうも工夫をしているんですけれども、ただ、なかなか護岸としても、急傾斜だったり、安全上の部分が

ありますので、そういうところとの兼ね合いの中で親水対策が進められるとい
いなと区のほうも捉えていますので、今後、松木委員からのご意見も参考にし
ながら、そういう取組も考えていきたいと思えます。

もう1つ、自転車の件です。こちらは車道を走るのが原則で、なおかつ左側
となつてございまして、それについても皆さんが状況、状況に合わせて自転車
走行で気をつけながらやっていただければいいんですけれども、ただ、どうし
ても車があるということで、歩道のほうを走ってしまう方もいます。そうす
ると、歩行者への危険がありますので、こちらにつきましては学校だったり、い
ろんな場所で交通安全に関するマナー啓発をやっておりますので、そういうこ
とと併せて、道路の環境のことも含めて考えていきたいなと思つています。

委員

ありがとうございました。

委員

ご説明ありがとうございました。非常に複雑な内容を結構分かりやすい資料
だったので、すごく分かりやすかったです。

私から質問が2つと意見が2つございます。

まず、質問からなんですけれども、この景観計画の改定の考え方の5ページ
の中で、まちづくり基本方針がほかの部門別計画の上位になるということがす
ごい分かりやすく説明してある資料かと思えます。

この中で、まちづくり基本方針を今回これで改定して、それが今後、みどりの
基本計画の改定ですとか、住宅マスタープランの改定ですとかに反映されて
つながっていくということが理解できたんですけれども、先ほどちょっとお話
がありました環境基本計画のほうも、まちづくり基本方針の今回のゼロカーボ
ンの方針を受けて改定されるのか、それとも先に、今環境基本計画のあらゆる
ゼロカーボンの基準があつて、それをどちらかというともまちづくり方針に反映
させるのか、その順番がどうなっているのかということ。

それに関連してもう1つ、用途地域の方針の見直しが多分全体的になされて
いるところだと思うんですが、今後、用途地域に関しては何か一括変更のよう
な形は予定があるのかどうかというのが、まずこの5ページのところの質問が
1つ。

もう1つの質問が、この基本方針の骨子案の中で、それぞれのまちづくり目
標の図が8つ出ているんですけれども、全体のまちの「将来の土地利用」から
「将来のまちの骨格図」「市街地整備方針図」という8つの図が出ているんで

すが、この図は現状の計画のものなのか、この方針の改定をしてこっちにしていくよというものなのか、どっちなんですかという、まず質問を2つお願いします。

管理課長

最初に、景観計画のほうの質問からさせていただきたいと思います。

5ページ目の環境基本計画については既にもう改正されています。まちづくり基本方針については、先ほどからお話しさせていただいているように、現在改正中です。いずれにしても、この杉並区基本構想が改正しておりますので、その改正を踏まえて、また、社会情勢も踏まえながら改正していくといったところで、杉並区の景観計画についても、どちらかというともちづくり基本方針、これは太字で書かれていますけれども、大きく反映される部分かなと思いますけれども、このゼロカーボンシティ、環境というところは、情勢として大きなウエートを占めておりますので、この部分についてどう書き込んでいくかというのは、今後、委員の方にもご相談させていただきながら、意見を頂きながら進めていきたいというところです。

次の用途地域の一括見直しについては、平成8年、平成16年、これは東京都が一括見直しを制度としてやっておりました。その後、東京都は用途地域を変えるに当たって、ご存じのとおり、用途地域の指定方針、指定基準というのを作っております。原則としては地区計画を定めて用途地域を改正していくということで、個々に用途地域は改正していくもので、一括的な見直しは行わないという形で進めてきました。

平成16年のときの一括見直し以降、ベース図となっている地形図がそのまま、古いまま今日まできているので、今、委員がおっしゃられた一括見直しの作業を進めているところだというのは、そうした古いベース図から新しいベース図にしないと、なかなか現状の地図と合わないという部分です。

あと、この間、杉並区内では五日市街道は都市計画道路として整備されて出来上がっています。その際に、都市計画決定の計画の線と都市計画事業、五日市街道の事業認可を受けて事業を完了した線と、ここが若干食い違って、それはなぜかという、都道の旧道、五日市街道というのは旧道が入っているんですけども、その旧道も含めて事業認可を受けていますので、計画線と現道が多少ずれていると。こういったところが都内にたくさんあって、今の議定図、都市計画の用途地域のベース図を現状に合わせて書き直し、訂正、修正しま

しょうというのが、今現在、東京都 23 区で行っている一括見直しという中のものなので、大きく用途地域を新たに見直すというものではないです。

今後も東京都としては、これまでの平成 8 年、16 年にやってきたような一括見直しという考え方は今のところ考えていないと聞いています。ただ、ベース図については古くなっていくので、時期を見たら更新していかないとまずいかなという課題認識ではいるといったところで、次回いつやるかはまだ公表されていません。

委員

承知しました。多分もう一括見直しはしなくて、今、新しいビジョンで、平成 31 年ぐらいに新しい指定方針みたいなのを都が出して、結構多摩部の市はそれに基づく指定基準をつくっていたりするんですけども、今お話を伺ったように、区に関しては個別の地区計画とか、個別で対応して行って、一括にはやらないところが多いので、杉並区さんもこのタイミングで、もしかしたら用途地域も見直すのかなみたいなことを伺いたかったので、それはないということで、分かりました。

あと、環境基本計画のほうは、環境基本計画が変わったので、それをこっちに反映していくということだとすると、今度、環境基本計画でどういうことがうたわれていて、何が評価されてというところを、次回でも、個別にでもご説明を伺えればなと思いました。ありがとうございます。

管理課長

環境基本計画については、先ほど部長からもちょっとお話しさせていただきましたが、今、地球温暖化実行計画という、どちらかという実行プランみたいな計画が今年度改定作業をしておりますので、そういったところも連携を図りながら改定をしていく必要があるかなと今考えているところですので、また次の案のときにはもう少し詳細に出せるものがあれば出していきたいと考えております。

都市企画担当課長

方針図につきましてご質問いただきまして、ありがとうございます。まちづくり基本方針につきましては、まず、目標年次としてはおおむね 20 年後の未来を展望するビジョンを描いているという位置づけのものでございます。そして、各分野ごとにその方向性を取りまとめたところでございまして、未来を見据えてどういうまちにすべきかというその方針を示した図ということで、現状ではなく、今後、道路を整備したりだとか、そういうものを位置づけている方針図と捉えていただければと思います。

管理課長

重ねて、先ほどの環境基本計画の部分ですけれども、大きなところは、この前にも何回か出てきているんですけれども、ゼロカーボンシティを目指す、ここが一番この環境基本計画で多いので、その部分はもうはっきりうたわれていますので、そこを視野に入れながら景観計画をつくっていきたいといったところでございます。

委員

ありがとうございます。その上で再度2つ意見なんですけれども、今、この8つの図面が将来像だというお話だったので、これがすごく大事な図面だと思っています。

この将来のまちの骨格は、川が充実していて、みどりがあっていいなと思ったんですけれども、例えば一番最初の「将来の土地利用」とか、「市街地整備の方針図」は、私はこの「将来の土地利用」は用途地域の現状を大体ほぼほぼまとめたのかなと思ったんですが、このような形で「将来の土地利用」とうたうのであれば、逆にこの「将来のまちの骨格図」のみどりと水の空間軸が土地利用にほとんど反映されていないので、例えば本当に今この低層の住宅地とされているところであっても、川沿いと公園沿いの土地利用というか、方向性、将来像は違うんじゃないかとか、みどりの軸とされているところが結構中規模の中密の住宅地区と位置づけられているですとか、玉川上水に当たるところが幹線道路の地区となっているところとか、すごく私は将来の土地利用として気になっています。

用途地域の現状の追認的なもので出しているんだったら仕方ないと思ったんですが、どちらかというところの「将来のまちの骨格図」のほうを大きく将来の土地利用の中に反映させるような形で、川沿いのみどりの土地利用部分と、もっと離れた畑が多いところの土地利用は将来像として違うんじゃないかというちょっと強い思いがあるので、ぜひこの図面は、特にこの「将来の土地利用」というところ。

あと、市街地の整備方針というのも、都市計画図面に反映させるためにはこういうので仕方ないと思うんですが、たとえ開発する場所であっても、そこに湧水が少しあったり、川の近くであったりしたときには、それを生かして少し外構部分に反映させることができるので、ぜひこういう市街地整備の方針の中も、今、みどりの軸が結構分断されたような形で、川沿いが黄色く中規模密度に塗られていたりするんですが、何かそういう軸に当たるところはみどりと共

存できる開発をするところだよみたいなのが分かるような将来図にぜひしていただきたいと。玉川上水も幹線道路だけじゃなくて、玉川上水沿いのみどりの軸の幹線道路沿いなんだよというのが分かるといいなと思っています。

そういう意味では、この景観のまちづくり方針というのも、ぜひこちらの審議会でもめた後の図を載せてほしいなと思っています、ここもみどりの部隊、下高井戸のおおぞら公園とか、都立公園でも高井戸公園とか、すごくこの10年以上、みどり部隊が頑張っていっぱい公園を整備してきたはずなのに、これは分かるんです。アクションできる景観の部分しか載せていないんですけれども、まちづくりの方針として、みどりの軸を中心に景観全体としてやっていきますよみたいなのが欲しいので、この景観づくり、まちづくり方針図の中に1個載せるのも、玉川上水、神田川とか、今までしっかり区さんのほうで整備してきた公園群がかなりあると思うんです。

あと、民間誘導も一生懸命やってきて、みどり豊かにしてきた部分もあるでしょうし、何かそういったものが景観資源だよみたいなの図面のほうがいいのかも说不定です。方針というより、景観の資源がこれだけあるよみたいなのがいいのかも说不定なんですけれども、何か目立って将来の図面として載せるのであれば、ぜひこの辺りを更新していただきたい。特にグリーンインフラへの転換とかいうのであれば、開発するにしても、道路整備するにしても、このみどりと共存するデザインをする場所だというのは、やっぱり図面が大事ななと思っています。

もう1つ違う角度からの意見として、「ユニバーサルデザインのまちづくり方針」が10ページにあるんですけれども、ぜひここも心のバリアフリーを載せられたのはすごくいいことだと思っています、国のほうでも結構推進しているのでいいと思っているんですけれども、もともと杉並区さんでかなりいろいろやられている農福連携の取組とか、新しいことを今までされているものを強化していくみたいな、今までちゃんと頑張ってきたことをさらに強めていくみたいなところを出していただいたほうがいいのかと思っています。

ここはぜひ社会福祉政策との連携とか、そういった社会福祉の部署が公園を活用したり、農地を活用したりすることもまちづくりとしてやっていきますよみたいなのところで、区民の今の活動を後押しできるような文言を少しここに入れていただくと、区民の力を生かして、みんなで心のバリアフリーを進めて

いきますみたいな、そういうコミュニティの形成みたいなものを取り上げていただいて、区民の活動を大きな方針に位置づけていますよというのを示していただけるとすごくいいのかなと思いました。長くなりまして、すみません。

都市企画担当課長 貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございます。

まず、方針図につきまして、将来のビジョンというふうにご説明を差し上げた部分がございますが、土地利用のところに関しましては現状というところがございまして、ただ、それらの兼ね合いというところは、改めて今後骨子を修正して、地域に示していく際には、より分かりやすく、また改めて整理をしてみたいと考えてございます。

ユニバーサルデザインのところにつきましては、まさにご指摘のとおりと受け止めてございます。そのため、こちらにつきましてどのような取組ができるのかというところを庁内で検討してみたいと考えてございます。ありがとうございます。

会長
委員

委員、お願いします。

先ほどの景観重要建造物の補足が1点と、それに関連して要望ということになるんですけれども、まず、景観重要建造物は登録有形文化財と重ねることができます。

景観法の19条3項だったと記憶しているんですけれども、重要文化財とか国宝は重ねられないんですけれども、登録有形に関しては重ねられるので、別に増やすことが目的ではないんですけれども、それぞれのメリット、デメリットがあるので、先ほどそれをちょっと検討いただけるということでしたから、重ねた場合のメリット、デメリットもご検討いただいて、それが1つメリットとしてあり得るのであれば、登録有形文化財の所有者の方にご案内いただくという形で普及いただいてもいいのかなと思ったのがまず1点目です。

2点目なんですけれども、少し大きな話になるんですが、かねがね私の問題意識としまして、文化財保護行政とまちづくり行政の関わりが薄い自治体が多いというところがございます。原因としましては、国のほうも国交省と文化庁で分かれていますし、自治体のほうも通常は首長部局であるまちづくり関係の部局と、独立行政委員会である教育委員会のほうで文化財を扱っているもので、どうしても意識しないと連携できないところがございます。

今回、景観計画のほうを見ても、あるいはもっと上位計画である杉並区都市

計画マスタープランを見ても、このまちづくりの中に一切文化財というところが、一切なのかちょっと見落としはあるかもしれないですけども、あまり関わりがなく記載されている。先ほど説明がございましたとおり、恐らく杉並区でも歴史的な建造物等が存在するところで、それは教育委員会の文化財部局ではある程度把握していたり、対応されている部分があるかと思うんですけども、これをまちづくりに生かしていただきたいなということが率直にございまして、例えばこのマスタープランの現在の55ページですね。

「景観まちづくりの基本的な考え方」というところで、文化財保護行政との連携みたいなのがうたわれたり、あるいは景観計画の中でもそういったものの連携をうたって、ある程度、文化財保護行政と景観行政というところが一緒に動けるような仕組みづくりを、せっかくなのでこの機会にご検討いただけないかなと思っているところでございます。

管理課長

ありがとうございます。教育委員会部局、区長部局ということで、これまで委員が言われたようなところは多少あったかなということは認識しています。幸いというわけではないんですけども、今、荻外荘が国史跡になって、復元工事もしていくという中で、教育委員会の文化財の担当とうちのほうのまちづくり、土木の担当が連携しながら、どうやって整備していくかというところも今やっておりますので、こういったことを契機に、今、委員が言われたように横串を刺しながら、幅広く重要建築物にも指定できるような取組ができていったらいいかなと思っております。

今後の作り込みの中でも、今言われた部分は非常に重要なことだと思います。各部が連携しながら取り組んでいけたらいいかなと思っていますので、荻外荘も今お話しさせていただいたように連携を図って取り組んでおりますので、そういったことを契機に、密に連携してやっていけたらいいかなと思っています。

会長

委員どうぞ。

委員

既にやっていらっしゃるの重々知っているんですけども、景観まちづくりというのは、すごくいい例があれば、それをできるだけ多くの人に見てもらい、知ってもらい、あるいはそこに対してちゃんと賞を、今もされていますけれども、そういうことをしていくことで普及、もしくは多くの人にそういう価値観を持っていただくことが大事だと思います。

今後、景観のところでは、モビリティをどう扱うか。つまり、駐車場だ

とか駐輪場、外から入ってきて置くような状態。あるいは今、コインパーキングなんかもすごく増えておりますよね。そういったこともやはりまちの景観に対してものすごい影響を与えていると思うんです。古い歴史的な欧米の都市なんかだと、車が景観の重要なところには入らないようにするとか、駐輪なんかもきちんとしたルールでとめてもらうようにするとか、そういうこともしておりますので、今後、そういうことも含めて、よい景観の例があればぜひとも発信していただきたいなと思います。

管理課長

ありがとうございます。見える化のそういう事例があれば、より分かりやすく発信していくといったことにも努めていきたいなと考えております。

会長

そろそろ時間なんですけれども、私のほうからも。意見ですので、特に事務局のほうからはなくてよろしいんですけれども。

順不同で、各委員からの意見、重要だなと思ったことを言いたいです。

最初のほうで委員が言われたように、どちらの資料も非常にまとまった形なんですけれども、今年、何を短期間で優先するのかとか、重点的に考えていくのかというのが、もしかしたら資料としては分かりにくいかなと思いますので、その辺が分かるように書いていただければと思います。

あとは、幾つか非常に重要な意見があったと思います。特に私としては、景観専門部会でも今年非常に多くの屋敷林がなくなったというのは重要視しているところで、これは何とか対策をしないと、去年あたりでもかなり大きな屋敷林が2～3なくなっていると認識しておりますので、何かしらの対処を今のうちに打たないと、今後、杉並区の屋敷林はどんどん減ってしまうだろうというところがあると思います。

その中では、1つ考えられるのが、保存樹木としての制度の確立。私もよく分からなかったんですけれども、景観重要樹木と保護樹木と貴重木があるということには分かったんですけれども、その辺が何が違うのか、重複できないのかとか、今まで登録しているものを景観樹木としても登録できないのかということだけはちょっと考えていただきたいかなと思います。

さらに言えば、やはり樹木の保存は難しいので、補助金の整理も必要なのかなと思っております。プラス、都とか、違う区ではやっていると思うんですけれども、1本1本指定するって結構大変だと思うんですね。

保存樹木に関しては保存樹林として一団の面積というか、エリアで考えてい

くほうが区としてもやりやすいのかなと思いますので、その点、もうちょっと考えて、1本1本というよりも、エリアで指定してしまうという考え方もあるのかなと思っております。これについては今後、非常に考えていかなきゃいけないのかなと思っております。

あと、色彩、屋外広告物についても今後杉並区で積極的に取り組んでいくというところで、対象になるもの、対象外になるものがあると思いますので、委員がおっしゃられていたように、対象外のガラスに直接貼ってしまうようなものもある程度条例として規制するものなんだよという文言が入ってもいいのかなと思います。

あとは景観重要建造物については積極的に登録を行うという意味で、これも補助金の問題と、杉並区さんのほうから積極的に公共物をも含めて考えていくというところで、区が公共施設を先にいろいろ指定して、民間の建造物も指定できるんですよという例をたくさんつくっていく。これについては景観重要樹木も同じで、まず区が自分の持っている保存樹木を指定していく、そしてこういうやり方があるんですよと民間に知らしめていくことが重要かなと思います。

文化財、まちづくりの連携というのはどこの市町村でもうまくいっていないというか、難しいところですし、私もすごくいつも文化財とは何かバトルしているような気がするんですけども、でも、連携は取っていただきたいところです。

連携という意味では、各所管課の連携がこの計画案に入ってもいいのかなと思っています。委員から図面の問題もありましたけれども、矢印で書くと、どういうところが連携していて、していないのかみたいな形にも受け止められてしまうので、図の作り方は非常に重要かなと思って、意識的にどこの連携を強めていくのか、あるいはしなきゃいけないのかということも考えて、図を見直してほしいかなと思います。

将来像に現況が入っているのは非常に違和感がありますので、その辺ですね。あとは、景観の図にも指摘されていましたが、景観の図ながらすごい寂しい感じですね。景観ってみどりも環境もいろんなものが入っていますので、図としては難しいんですけども、これが包括して考えているんだという図が作られたらいいかなと思います。

あとは保存樹木のことがあったと思います。自転車のレーンだけでなく、駐

輪場、駐車場も景観としても非常に影響のあるものなので、今後計画に、現状で結構増えてきた問題でもありますので、ここの10年のプランに積極的に入れてほしいかなと思います。

あと、水関係の話があったと思うんですけども、水辺は杉並区は非常に豊かにあるところで、一方で防災面も考えていかなきゃいけないところで、私、知らなかったんですけども、昔の流路のがあるんですかね。何か昔の流路が分かるというところが……。

委員
会長

具体的には、例えば暗渠になっているところとか残っていますね。

そういうところは洪水というか、防災面でも非常に重要ですし、きちんと押さえていくというところと、グリーンインフラということを考えると、その辺をかなり有効活用していくことによって都市型のグリーンインフラを改定することができると思います。グリーンインフラというのはかなり抽象的で、10年後にまだこの言葉があるのかという感じですけども、何か積極的に考えてほしいなと思います。

コペンハーゲンとかの都市でかなりグリーンインフラを見据えて、道路を洪水時のときの排水流路にするとか、暗渠も変えてというようなことが世界各国では行われていますので、その辺を見据えたような計画がビジョンとしてあるといいなと思いました。なので、景観、自然、日常の水の使い方と防災時の水の使い方を少し分けて、両方重要なんだよというところで押さえてほしいかなと思います。

いろいろ意見がありましたけれども、非常にたくさんの委員からの貴重な意見を頂きましたので、今後の改定に向けて考えてほしいと思います。私からは以上です。

そうしましたら、大丈夫ですかね。全員、皆さんの意見が聞けたと思いますので、時間でもございますので、ほかに意見がなければ報告聴取を終了いたします。

事務局はただいまの意見を留意の上、今後の改定案作成に生かしていただきたいと思います。景観計画については令和4年度に審議会において検討事項になりますので、引き続きよろしく願いいたします。

管理課長

本当に本日はありがとうございました。まちづくり基本方針及び景観計画につきましては、本日頂きましたご意見を踏まえまして検討してまいります。ま

た、次回の審議会においては景観計画の骨子案をお示ししていきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

会長 そうしましたら、以上で本日の議題については全て終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

管理課長 本日は本当に貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。頂きました意見を踏まえまして、区として取組を進めてまいります。

 次回の審議会開催はまだ決まっておりませんが、10月頃開催したいというふうに予定をしております。日程が決まり次第、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

会長 本日は会議の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございました。

 それでは、これで令和4年度第1回杉並区まちづくり景観審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

—— 了 —— (11時58分)